

新しい  
文化立国の  
創造をめざして

文化庁30年史

文化庁 監修

## はじめに

文化庁は、平成10年、創設30周年の記念すべき年を迎えました。この間、幅広い関係者の努力により、文化行政は大きく進展しました。

しかし、今日国民の文化行政の一層の充実を求める声は、大きな高まりを見せています。また、国内外における諸状況の変化により、文化行政にも大きな改革が求められています。

このため、文化庁では、国民の期待に応じて、我が国が文化によって立つ国と言えるようになること、すなわち文化立国の実現に向けて、文化振興の総合的推進のための方策の大綱を、平成10年3月に「文化振興マスタープラン」として策定しました。

我が国の経済状況や財政状況が極端に厳しい状況にある今日、このマスタープランの実現を図ることは、長期的視点に立って、関係行政機関のみならず、広く国民各界各層の理解と協力を得なければ不可能であることは言うまでもありません。

このため、本書は、このマスタープランの内容をご紹介するとともに、この10年間の文化行政の主要な歩みを振り返り、また、現在取り組んでいる施策の状況を理解していただくことをねらいとして編集しました。

本書が文化行政や文化活動に携わる人々のみならず、できるだけ多くの人々にお読みいただき、活用されることを願ってやみません。

平成11年3月

文化庁長官 林田 英樹

## 目 次

### 第Ⅰ部 21世紀に向けた文化立国の創造

第1章 文化振興マスタープラン	10
1. 文化振興マスタープランの策定	10
2. 今なぜ文化立国か	11
3. 文化をめぐる諸状況	12
4. 文化立国の実現に向けての取組み	19
5. 文化立国の実現のための施策の体系	22
6. 他省庁における文化に関連する施策	24

### 第Ⅱ部 この10年を振り返って

1 文化政策推進会議の発足	26
1. 文化政策推進会議発足以前における文化政策に関する検討	26
2. 文化政策推進会議発足の経緯	27
3. 文化政策推進会議の設置の趣旨	28
4. 文化政策推進会議の構成	30
5. 文化政策推進会議における審議経過及び報告	31
6. 「文化振興マスタープラン」の策定	34
2 芸術文化振興基金の発足	36
1. 芸術文化振興基金の設立	36
2. 芸術文化振興基金の運営	37

3. 助成活動の審査	38
4. 芸術文化振興基金のあゆみ	40
3 世界遺産条約を批准	42
1. 世界遺産条約	42
2. 我が国の世界遺産	43
3. 世界遺産基金	47
4. 今後の取組み	48
4 地域文化振興行政の充実	49
5 宗教法人法の一部改正	52
1. 経緯と背景	52
2. 改正の概要	56
6 文化財登録制度の導入	60
1. 文化財保護法の改正の背景	60
2. 文化財登録制度	60
3. 指定都市及び中核市の教育委員会への権限の委任等及び市町村の役割の明確化	62
4. 重要文化財等の活用の促進	63
7 阪神・淡路大震災からの復興への取組み	66
8 「アーツプラン21」の創設	69
1. 「アーツプラン21」の創設	69
2. 「アーツプラン21」の構成	70
3. 今後の方向	72
9 文化情報総合システムの整備	74
1. 「文化情報総合システム」の概要	74
2. 各システムの構成	76
3. 文化庁システム及び文化庁ホームページ	82
4. 今後の方向性	84

10	新国立劇場の開場	85
	1. 開場までの経緯	85
	2. 新国立劇場の施設	87
	3. 新国立劇場運営財団	90
	4. 開場記念公演	93
	5. 開場記念切手	95
	6. 新国立劇場の充実発展	95
11	著作権保護のための国際的な枠組みの変化	96
	1. 著作権問題の「経済問題化」と「国際政治問題化」	96
	2. TRIPS協定の策定	97
	3. WIPO新条約の策定	99
	4. 現時点での関係条約の構成と今後の展開	103
12	アイヌ新法の制定	105
	1. 新法の成立に至る経緯	105
	2. アイヌ新法の制定	106
13	美術品公開促進法の制定	109
	1. 経緯と背景	109
	2. 法律の概要	110
	3. 相続税の物納の特例	112
	4. 価格の評価	113
	5. 今後の取組み	113

## 第Ⅲ部 文化行政の推進

第1章	文化行政組織	116
第1節	文化庁	116
	1. 国の文化行政組織の変遷	116

	2. 文化庁の設置	122
	3. 国立文化施設の整備充実	126
	4. 行政改革とこれからの文化行政	158
第2節	地方の文化行政組織	162
	1. 文化行政組織	162
	2. 連携協力体制	165
第2章	文化行政と予算等	168
第1節	文化庁予算	168
	1. 文化庁の予算	168
第2節	文化関係の税制	179
	1. 税制	179
第3節	地方公共団体の文化予算	183
	1. 地方公共団体の文化予算	183
	2. 地方交付税	184
第3章	文化の国際交流	186
第1節	文化の国際交流の意義	186
	1. 文化交流の流れ	186
	2. 文化交流の在り方	186
	3. 文化交流の現状	187
第2節	文化による国際交流の推進	190
	1. 推進体制	190
	2. 国の交流事業	191
第4章	諸外国における文化行政	205
	1. 総説	205

2. アメリカ ●205
3. イギリス ●208
4. フランス ●210

## 第Ⅳ部 文化の振興と文化財の保存・活用

第1章 芸術の振興	216
1. 我が国の芸術の概況	●216
2. 芸術振興施策の沿革	●218
3. 施策の現状と今後の方向	●220
第2章 国民の文化活動の振興	237
1. 文化活動の背景	●237
2. 国民の文化活動の状況	●237
3. 国民の文化活動の振興	●244
4. 施策の現状	●247
5. 国民の文化活動振興の方向	●259
第3章 国語施策の推進	262
1. 我が国の国語の状況	●262
2. 国語施策の改善	●265
3. 国語施策の普及と充実	●275
4. 日本語教育の推進	●275
第4章 著作権制度の整備	281
1. 著作権制度の概要とその現状	●281
2. これまでの法改正の経緯	●294

3. 当面する課題 ●306

第5章 宗教と宗務行政	310
1. 我が国の宗教の現状	●310
2. 宗務行政	●318
第6章 文化財の保存と活用	325
1. 文化財保護の体制	●325
2. 文化財の種類, 指定・選定・登録	●330
3. 国指定文化財等の保護	●336
4. 地方における文化財の指定と保護	●393
5. 文化財保護行政の新たな課題	●396
第7章 アイヌ文化の振興	404
1. アイヌ文化の振興等のための法律の制定	●404
2. アイヌ文化の振興等のための施策	●405

## 第Ⅴ部 資料

第I部  
21世紀に向けた  
文化立国の創造

# 第1章 文化振興マスタープラン

## 1. 文化振興マスタープランの策定

今日、価値観の変動と多様化、国際化の進展や大競争（メガ・コンペティション）の激化など経済・社会情勢の大きな変化がみられる。

政府全体としても行政改革，経済構造改革，教育改革などの諸改革に積極的に取り組んでいる中で，新たな文化行政の総合的推進のための取組みが求められている。このような状況の中で，21世紀に向けた文化立国の実現のための「文化振興マスタープラン」の策定が急務となっていた。

このため，文化庁においては，多くの学識経験者で構成された文化政策推進会議の報告を踏まえ，平成10年3月31日に「文化振興マスタープラン」を策定した。

このマスタープランにおいては，まず，第1章において「今なぜ文化立国か」と題して，なぜ文化立国の実現が国をあげて取り組むべき課題であるかの根拠をいくつかの観点から説明している。

次に第2章においては「文化立国の実現に向けての取組み」の標題の下で行政改革の動向について述べるとともに，文化行政の総合的推進のための取組みとして，文化振興総合計画の検討や地方公共団体との連携協力などについて取組みの方向を示している。また，当面取り組むべきこととして，関係省庁等との連携強化等を掲げている。

第3章においては，文化立国の実現のための施策体系を示している。この中では「メディア芸術21」や「地域こども文化プラン」等の新しい施策も

含めて，取り組むべき施策の全体像の概要を簡略に示している。

さらに，資料として，他省庁における文化に関連する施策（概要）と欧米4か国との文化関係予算の比較を示している。

文化振興マスタープランの詳細は全文を第V部に資料として掲げているので，それを参考にしていただくこととして，ここではその概要を統計資料も加えながら説明することとしたい。

## 2. 今なぜ文化立国か

文化は，人として生きるあかしであり，創造的な営みの中で自己の可能性を追求する人間の根源的な欲求であり，生きがいである。また，文化は，人々の心のつながりや相互に理解し尊重しあう土壌を提供するものであり，心豊かなコミュニティを形成し，社会全体の心のよりどころとなるものである。さらに，文化は，それ自体が固有の意義を有するとともに，国民性を特色づけ，国民共通のよりどころとなるものである。

しかしながら，今日，価値観の変動と多様化，国際化の進展や大競争（メガ・コンペティション）の激化等の急激な社会の変化が進む中で，人間としての在り方，生き方も含めた我が国の文化の現状に対する懸念の声も高まり，文化の座標軸をどこに求めるかということが問われている。

また一方，我が国が今後とも活力ある社会を維持し，世界に積極的に貢献していくためには，先導性や独創性を一層発揮する方向へ転換を図ることが求められており，単なる量的な拡大を中心とする経済成長から，経済の質を高めていく方向への転換が必要となっている。これらの状況下で，とりわけ，創造性が求められる科学技術と文化は，国民生活や社会を支えるものとして，その重要性は急速に高まっている。心豊かな活力ある社会を形成していくためには，科学技術と文化いずれも振興する必要がある。科学技術創造立国の実現とともに，文化立国の実現が不可欠である。科学技術については，科学技術基本計画（平成8年7月閣議決定）に基づいてその振興を図っており，

平成9年度には3兆26億円、平成10年度には3兆319億円の予算を計上している。

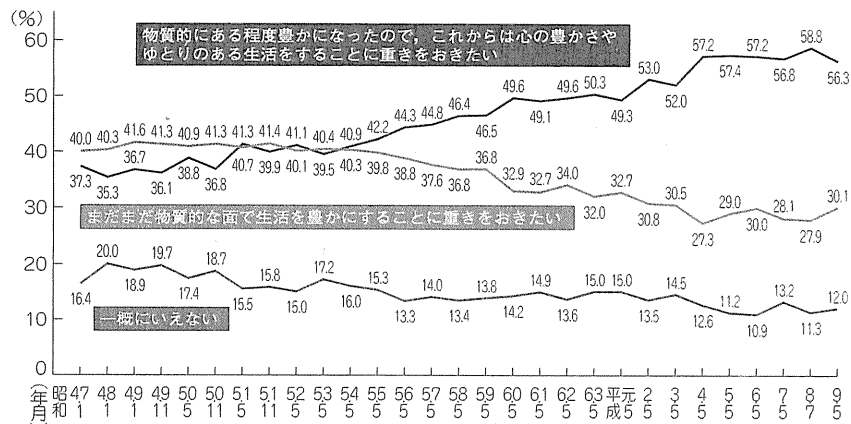
以下に述べるように、経済や社会の大きな情勢の変化により様々な問題や課題が顕在化してきており、そうした状況に対処するためにも、今後、21世紀に向けて、文化立国の実現は、まさに国をあげて取り組むべき喫緊の課題である。

### 3. 文化をめぐる諸状況

#### 〔1〕質の高い生活と文化

今日、我が国は経済的にはかつてない発展をとげたものの、経済的な豊かさの中で、人々は必ずしも真の豊かさを実感できていない(図I-1、資料I-1)。世論調査によれば、人々は物の豊かさより心の豊かさを志向する傾向にあり、生活の力点も徐々に余暇生活に移行してきている(図I-2)とともに、多くの人々が日常生活の中で文化を鑑賞したり文化活動を行うことが

図I-1 心の豊かさを重視する者の割合



総理府「国民生活に関する世論調査」による

資料I-1 『構造改革のための経済社会計画』

(平成7年12月閣議決定)

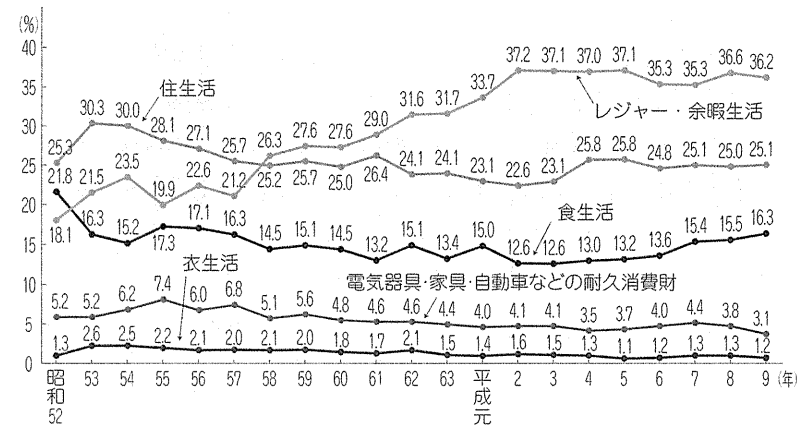
—豊かさの実感の欠如への不満—

○我が国経済社会は新たな段階に入ろうとしているが、社会資本整備や良質な住宅ストック形成の立ち後れ等を背景に、これまでの経済成長の成果が生活の豊かさには必ずしもつながっていないとの意識が高まっている(第2章4)。

—文化の重視—

○人々が心にゆとりと潤いを持って生活する上では、経済性、機能性、効率性といったこれまでの評価基準に加えて、文化を重視していく必要がある。こうした考え方に立って、人々が文化に身近に触れ、自らも創造的な文化活動を行うことができるような環境作りをするとともに、国内外における文化の保存に積極的に貢献していくこととする(第5章第10節)。

図I-2 今後の生活の力点



総理府「国民生活に関する世論調査」による

表I-1 文化に関する世論調査

①日常生活の中で文化活動を行うことは大切か

非常に大切だ	33.3%
ある程度大切だ	58.7%
あまり大切ではない	4.3%
全く大切ではない	0.3%
わからない	3.4%

②文化振興は国や地方公共団体の基本的課題の一つか

そう思う	36.0%
どちらかといえばそう思う	43.4%
どちらかといえばそうは思わない	6.1%
そうは思わない	2.4%
わからない	12.0%

総理府「文化に関する世論調査(平成8年11月調査)」による



大切であると考えている（表I-1）。

あらゆる人々が、真の豊かさを実感することができる質の高い生活を送るためには、文化的な要素が極めて重要であり、これからは、人々が生涯にわたって文化を享受し、文化活動に参加することを通じて生きがいを感じながら生活できる社会を実現していく必要がある。

さらに、総合的な意味でのうのおいとゆとりある生活環境へのニーズが高まる中で、地域振興やまちづくりにおいても、狭義の環境に限らず、快適さや心地よさといった視点が重要となっている。文化立国は、国や社会全体で、このような質の高い豊かな生活環境の実現を目指すものである。

## 〔2〕教育と文化

現在、子どもたちは、ややもすると生活に十分なゆとりをもつことができず、友人たちとの交流を深めたり、自己実現の喜びを実感しながらじっくりと豊かな心を育む環境に置かれていないとの指摘がなされている。また、我が国の伝統文化や地域の歴史・文化に対する理解や、それらを大切に作る心の教育が大きな課題となっている（資料I-2、I-3）。

とりわけ、完全学校週5日制の実施に向けて、子どもたち同士がふれあう豊かな体験の場や機会の充実を図ること、また、文化活動に参加する機会を提供することが必要になっている。

このため、学校・家庭・地域社会が相互に連携しつつ、子どもたちの自主性や個性を尊重しながら、我が国の伝統や優れた芸術文化などを学ぶ場を提供していく体制づくりを早急に進めていかなければならない（第V部481頁 教育改革プログラム(抜粋)参照）。

## 〔3〕経済と文化

文化は、経済活動において多様かつ高い付加価値を生み出す源泉となっておりとともに、文化に関連する産業そのものが新しく成長が期待される

### 資料I-2 『21世紀を展望した我が国の教育の在り方について』

（平成8年7月中央教育審議会答申）

- 今、子供たちは多忙な生活を送っている。そうした中で【生きる力】を培うことは困難である。子供たちに【ゆとり】を持たせることによって、はじめて子供たちは、自分を見つめ、自分で考え、また、家庭や地域社会で様々な生活体験や社会体験を豊富に積み重ねることが可能となるのである（第1部(3)(d)）。
- 我が国においては、次代を担う子供たちに、美しい日本語をしっかりと身に付けさせること、我が国が形成されてきた歴史、我が国の先達が残してくれた芸術、文学、民話、伝承などを学ぶこと、そして、これらを大切に作る心を培うとともに、現代に生かしていくことができるようにすることも、我々に課せられた重要な課題である（第1部(3)）。

### 資料I-3 『新しい時代を拓く心を育てるために』（平成10年6月中央教育審議会答申）

一次世代を育てる心を失う危機—

- 我が国が活力ある文化国家として発展していくためには、国民一人一人が、国や郷土の伝統・文化に対する理解と愛情、またそれらを尊重する心を持つことが大切である。21世紀において、国際化が進む中で、日本人としての自覚を持って主体的に生き、未来を拓いていく上でも、自らのよって立つ国や郷土の伝統・文化の価値を子どもたちが深く理解する事は極めて重要である。また、物質的には豊かになった今日、人々自身も、心の豊かさをむしろ希求するようになっており、国や郷土の伝統・文化を継承し発展させようとする気運が社会の中で確実に高まってきている。

このため、学校において、国や郷土の伝統・文化や歴史に対する理解を深め、尊重し、さらに継承・発展させる態度の育成を図るという視点に立って、各教科や道徳、特別活動での取組を進めていくことが必要である。

学校での指導方法については、国や郷土の遺跡や文化遺産、伝統工芸や芸能などに直接接触し、親しむような体験学習を積極的に取り入れるべきである。その際、学校だけでなくすべての教育を担おうとするのではなく、こうした分野に造詣の深い地域の人材の協力を得るなど、地域の教育力を大いに活用すべきである。

なお、教員自身が我が国や郷土の伝統・文化に対する理解と愛情を持っていないければ、それらを子どもたちにはくむことはできない。教員が、我が国や郷土の伝統・文化に親しむ学習に積極的に参加できるよう、研修の機会等で配慮することが必要である（第4章(2)①(a)）。

表I-2 文化の経済効果

## ①芸術文化による支出と波及

	劇場	興行団	ミュージアム	ビデオ・映画製作
生産誘発効果	1.88倍	1.82倍	1.59倍	2.04倍

## ②芸術文化による消費と波及

	映画入場料	劇場入場料	ミュージアム入場料	芸術目的の来訪者の消費
生産誘発効果	2.06倍	1.75倍	1.52倍	1.66倍

(注) 東京都地域における各カテゴリーへの支出1単位につき、他のカテゴリーへの支出がどれくらい増えるのかを示す。

文化庁「文化の経済効果に関する調査研究」による

表I-3 文化振興は経済や社会などの活性化や発展にも影響を与えるか

そう思う	35.2%
どちらかといえばそう思う	44.0%
どちらかといえばそうは思わない	6.1%
そうは思わない	2.3%
わからない	12.4%

総理府「文化に関する世論調査(平成8年11月調査)」による

資料I-4 『構造改革のための経済社会計画』

(平成7年12月閣議決定)

○今後高い成長率が期待される分野としては、

①～④略

⑤所得水準の向上や自由時間の拡大等を背景とした余暇・生活関連(例えば、旅行、文化・芸術鑑賞、外食)

⑥以下略

分野となってきた。文化の振興は、それ自体に大きな意義を有するばかりか、より高次の経済社会への転換を促し、経済改革に資するものとなっている(表I-2, I-3, 資料I-4)。

## 〔4〕情報化と文化

デジタル技術等の新しい技術の発達は、新しい創造活動を可能にし、全く新しい芸術の創造を促す牽引力となるものであり、また、文化に関する情報

表I-4 映像情報産業の市場規模の予測

	2000年	2015年
市場規模	25兆円	70兆円
GNP比	4.2%	8.3%

通商産業省『新映像情報産業懇談会報告書』(1994)による

の多様な提供方法や莫大な蓄積が可能となり、文化全体の大きな刺激となっている(表I-4)。

そのため、マルチメディアの積極的な利活用を促すとともに、メディア芸術を支援することが必要である。

さらに、著作権制度などの基盤を整備することが重要である。

## 〔5〕国際化と文化

文化は、一国の国民共通のよりどころとして重要な意義をもち、個性ある文化や歴史はその国の「顔」であり、国際的な文化交流は、対外的な自己主張であるとともに、相互理解の促進や友好親善の増進に大きく寄与するものであることから、国際社会の中で、優れた文化を育て世界に発信していくことは各国の重要な施策となっている。

そのため、背景にある考え方も含め、文化の発信・受信を行う双方向の文化交流が必要であるとともに、積極的に文化による国際協力を行い、世界文化の発展に寄与していくことが必要である。また、海外との共同制作など国際的な文化活動を幅広く支援するとともに、国際的な評価にも十分耐え得る文化の振興を図っていく必要がある(資料I-5, 表I-5)。

## 〔6〕地域と文化

日常生活の中で、地域に根ざした伝統文化の継承や、多彩な文化活動を通じて、それぞれの地域において豊かな文化が育まれることが、我が国全体の

## 資料 I-5 『新しい時代の国際文化交流』（平成6年6月国際文化交流に関する懇談会）

## —国際社会へのより積極的な貢献—

- 文化交流を通じて、「顔の見える日本」として諸外国との関係を作り上げることが、日本が国際社会に理解され、評価されるための条件であり、新時代の国際秩序構築への貢献にもつながる。

数年前我が国政府は、国際協力の三本柱の一つとして、「国際文化交流の強化」を提唱した。その後、大きな経済力をもつ日本の国際的貢献への期待は一層高まりつつあるが、先に述べた国際政治の変化を背景に、上述の地球的規模の課題の解決など、文化、学術面における日本の貢献はこれまで以上に重要になってきている。我が国が、国際的責任を十分遂行していくことの一翼としても、文化交流を通じての国際貢献を一段と拡充することが不可欠となったのである（I.2）。

## —国際文化交流を通じての国際貢献—

- 人類共通の財産である世界の有形・無形の文化遺産の保存・修復と振興のために、我が国が積極的に協力し、「日本は文化を守ることを重視する」という姿勢を世界に示すべきである（Ⅲ.5）。

## —世界の豊かな文化の発展に寄与—

- 芸術文化交流は、世界の様々な文化を持つ人々が、互いに理解し合う上で大きな役割を果たしている。今後は、それらの交流に加え、アジア諸国をはじめとする諸外国の芸術家との共同制作などを通じて新しい文化を創造し、世界の文化の発展に積極的に寄与していくことが重要である。

芸術文化交流を進めるためには、我が国自身の芸術文化活動を振興するとともに、海外の芸術家も含めた文化の創造の場となるような条件を整備し、諸外国との交流を拡充する必要がある（Ⅲ.6）。

表 I-5 舞台芸術の交流統計

	年 度	演 劇	バレエ	オペラ	ダンス	その他	計
海外公演	平成7年	29	3	1	24	7	64
	平成9年	63	0	1	39	10	113
来日公演	平成7年	58	15	7	40	9	129
	平成9年	55	24	10	51	19	159
共同製作	平成7年	33	6	6	10	1	56
	平成9年	33	11	10	20	7	81

国際舞台芸術交流センター『舞台芸術交流年鑑』による

表 I-6 都道府県・市町村の文化経費 (単位: 億円)

	昭和61年	平成3年	平成8年
都道府県	627	2,041	2,132
うち芸術文化	440	1,620	1,517
文化財保護	187	421	615
市町村	2,086	4,952	6,351
うち芸術文化	1,723	4,093	5,572
文化財保護	363	859	779
合計	2,713	6,993	8,483
うち芸術文化	2,163	5,713	7,089
文化財保護	550	1,280	1,394

文化庁『地方文化行政状況調査報告』による

表 I-7 文化振興のためのビジョンの策定状況 (平成9年5月1日現在)

	文化振興にかかる計画・方針を策定または策定中
都道府県	47/47
政令指定都市	11/12
中核市	14/17

文化庁『地方文化行政状況調査報告書 平成8年版』による

文化の振興につながっていく。地域独自の主体的な文化振興は、文化立国の実現に向けて極めて重要である。

現在、各地方公共団体においても、地域における文化への関心やその必要性の高まりに応じて、文化を地域の振興施策の中核に据えるような動きが高まってきているが、地域文化振興をより一層促進することにより、あらゆる人々が、それぞれの地域で豊かな文化を自由に享受するとともにこれを発信することができるような社会を実現することが重要な課題となっている（表 I-6、I-7）。

## 4. 文化立国の実現に向けての取組み

## 〔1〕文化行政を取り巻く状況

現在、政府においては、簡素で効率的な行政を目指して、国の果たすべき

役割を根本から見直すなど行政改革が進められている。

平成9年12月の行政改革会議の最終報告においては、文化庁については、現行どおり存置し、その「文化行政の機能の充実」を推進するとともに、「国際文化交流については、外務省との連携をさらに緊密化し、文化庁がより重要な役割を果たす」こととされている。

また、心の教育の充実や、個性を尊重した教育の実現等を目指して、教育改革が推進されているが、文化は多様な個性や豊かな感性、創造性を育むものであり、文化立国の実現は教育改革にも資するという観点から、教育改革の課題やスケジュールを明らかにした「教育改革プログラム」に、「教育の基礎となる文化の振興」が盛り込まれている。

## 〔2〕文化行政の総合的推進のための取組み

以上のような状況を踏まえ、文化立国の実現に向けて、文化行政の総合的な推進のために、次のような取組みを行う。

### 〈1〉文化振興総合計画の検討

文化立国の実現は、国をあげて取り組むべき課題であり、国や社会の幅広い分野に関連するものであることから、その実現のため、国や社会全体のコンセンサスを得ながら、関係省庁、地方公共団体、民間の役割分担を明確にし、総合的かつ一体的な連携協力体制を確立し、その下に、文化振興マスタープランをより総合的かつ具体的にした文化振興を推進するための計画を検討する。

そのため、文化庁において、事務事業の減量化や効率化等を図りながら、政策の企画立案機能や調査研究及び評価の機能を充実するとともに、関係省庁との連携協力を進めていく。

この体制の整備に当たっては、上述の諸改革の流れを十分踏まえつつ、必要に応じ、文化政策の審議機能の強化や法的基盤の整備について検討する。

### 〈2〉地方公共団体との連携協力

地方公共団体の文化に対する関心は非常に高く、それぞれ個性豊かで多彩な地域文化の振興がより一層図られることが期待される。

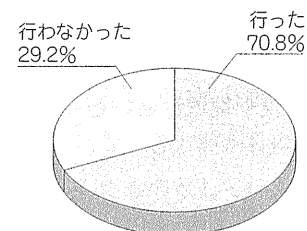
今後、地方分権の流れに十分配慮しつつ、地方公共団体相互及び国と地方の連絡を密にすることなどにより、役割分担と連携協力を進める。

### 〈3〉社会における多様な資源の活用

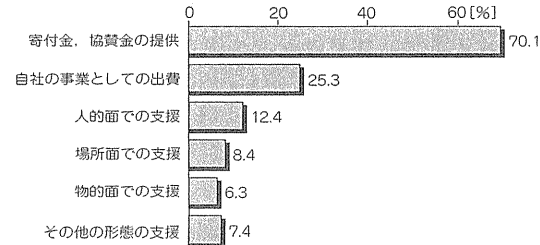
国をあげて文化振興を推進するためには、社会に内在する多様な資源を導入することが不可欠である。そのため、企業メセナ等の民間の支援活動やボランティア活動の基盤を整備し、その積極的な活用を図るとともに、資金援助のみならず、人材、技術、情報の提供など多種多様な支援を効果的かつ効率的に組み合わせ結び付けていく。

その際、税制優遇措置や文化振興のための基金など様々な手法を活用し、効果的な文化行政を進める（図I-3、図I-4）。

図I-3 メセナ活動の有無



図I-4 メセナの支援形態



(社)企業メセナ協議会『メセナ白書 1997』による

#### 〈4〉教育との連携

「教育改革プログラム」に文化振興が盛り込まれているように、教育改革の一環としても文化の振興は重要となっており、文化行政においても、心の教育や完全学校週5日制の実施に対応するため、学校や地域社会における子どもたちの文化活動や鑑賞の機会をより一層充実することが求められている。そのため、学校、地域社会や文化施設等の相互連絡を密にし、学校の内外における文化活動や鑑賞の機会を確保するための諸施策を「地域こども文化プラン」と位置づけ、これを推進する。

#### 〈5〉当面の取組み

文化立国の実現のため、文化振興総合計画の策定を視野に入れつつ、関係省庁、地方公共団体、民間の連携協力体制の確立に向けて、早急に次のような点について取り組む。その際、文化振興の重要性について、今後とも、国民に広く理解を求め、その気運を高める。

- ①文化政策の企画調整機能を強化する観点から、文化庁の組織の在り方を検討する。
- ②他省庁における文化に関連する施策を踏まえつつ、関係省庁との連絡協議の場を拡充する。
- ③文化政策に関する有識者を交えた文化庁及び地方公共団体の関係者の意見交換の場を設ける。
- ④各地域における企業メセナ等に関する連絡協議の場を組織化するなど、社会に内在する多様な資源のより一層の導入を図る。
- ⑤「地域こども文化プラン」を推進していくため、学校や地域社会の連携協力を呼びかけていく。

### 5. 文化立国の実現のための施策の体系

文化立国の実現のために、文化庁において当面必要と考えている文化振興

表 I-8 文化立国実現のための文化振興施策

① 芸術創造活動の活性化	(1) 芸術創造活動への支援 (2) メディア芸術の振興（「メディア芸術21」の推進） (3) 幅広い芸術文化活動への助成 (4) メセナ活動の活性化 (5) 活字文化の振興と普及
② 伝統文化の継承・発展	(1) 文化財保存・修理等の充実強化 (2) 文化財の保存伝承基盤の充実 (3) 文化財の公開・活用の推進 (4) 文化財の保護対象の拡大と歴史的文化環境の保護
③ 地域文化・生活文化の振興	(1) 子どもたちの文化活動や鑑賞の機会の充実 （「地域こども文化プラン」の推進） (2) 地域における個性豊かな文化の創造 (3) 文化施設や文化団体の活性化支援 (4) 伝統的な生活文化の継承と多彩な生活文化の振興
④ 文化を支える人材の養成・確保	(1) 若手芸術家の養成研修 (2) 芸術文化活動を支える人材の養成・確保 (3) 文化財の保存伝承基盤の充実
⑤ 文化による国際貢献と文化発信	(1) 芸術家や芸術団体の相互交流の機会の充実 (2) 映画芸術の交流 (3) 伝統文化の国際交流の推進 (4) 博物館・美術館・文化財研究所の相互交流の促進 (5) 文化財保護に関する国際協力の推進 (6) 内外の日本語や日本文化の学習者等への支援
⑥ 文化発信のための基盤整備	(1) 美術館・博物館活動の活性化 (2) 国立美術館・博物館・文化財研究所の整備充実 (3) 新しい国立文化施設の整備充実 (4) 文化情報に関する総合的なシステムの構築 (5) 文化に関する研究機能の充実 (6) 情報化の進展や国際的動向に対応した著作権施策の展開

施策の全体像を整理し、文化振興マスタープランとして掲げられたものが表 I-8である。文化庁としての今後の施策推進のための目標とするとともに、文化振興に取り組まれる方々にも活用していただきたいと考えている。さらには、各方面からの御意見をいただくための資料としても活用し、一層充実したものとしていくことを考えている。

## 6. 他省庁における文化に関連する施策

文化は、社会の幅広い分野に関連するものであり、各省庁の施策の中にも、文化振興に深く関わるものが多い。

文化庁においては、その政策の企画立案機能を充実するとともに、関係省庁との役割分担を明確にしつつ連携協力を進めることとしている。そのためにも、各省庁の関連施策の状況をできる限り正確に把握するよう努力するとともに、必要に応じて情報交換や協議活動を進めていくことが求められるとの考えから、他省庁における文化に関連する施策の概要を取りまとめることとしたものである（第Ⅴ部 465頁）。

既に、いくつかの施策については相当密接な連携が図られているものもあるが、将来的には、必要な分野については、行政改革会議最終報告にある新たな省庁間調整システムを利用することも検討していくこととしている。

## 第Ⅱ部

この10年を振り返って